

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第二条第二項及び第三条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）並びに特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第二条及び第七条の規定に基づき、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則を次のように定める。

（航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域等の提示の方法）

**第一条** 特定空港の設置者は、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号。以下「法」という。）第二条第二項の規定により都道府県知事に対して航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度を示す場合は、時間帯補正等騒音レベルが六十二デシベル以上となる地域及び当該地域における六十六デシベル、七十デシベル、七十三デシベル及び七十六デシベルの区分による時間帯補正等騒音レベルを図面によつて示さなければならない。

（時間帯補正等騒音レベルの算定方法）

**第二条** 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号。以下「令」という。）第二条の国土交通省令で定める算定方法は、次の算式によるものとする。

ぎ午前七時まで及び午後十時を過ぎ午後の単発騒音暴露レベル

LE<sub>nk</sub>

单発騒音のうち午前零時を過

ぎ午後十時までにおけるj番目のも

の単発騒音暴露レベル

LE<sub>ej</sub>

单発騒音のうち午後七時を過

LE<sub>di</sub>

この算式において、  
のとおりとする。  
及びTの意義は、それぞれ次

LE<sub>nk</sub>

T<sub>0</sub>

LE<sub>ej</sub>

LE<sub>di</sub>

備考

一 この算式において、

十二時に至るまでの間におけるk番目のものの  
単発騒音暴露レベル

十二時に至るまでの間におけるk番目のものの  
単発騒音暴露レベル

十二時に至るまでの間におけるk番目のものの  
単発騒音暴露レベル

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二項の国土交通省令で定める値）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二項の国土交通省令で定める値は、次の表の上欄に掲げる航空機騒音影響度レベル（同令による改正前の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第二条に規定する航空機騒音影響度レベルをいう。以下この項において同じ。）の値の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により得た値とする。

規準化時間（秒）とし、八六、四〇〇	
T	一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇
及び	LE <sub>nk</sub>
LE <sub>ej</sub>	LE <sub>di</sub>
LE <sub>nk</sub>	LE <sub>ej</sub>
LE <sub>di</sub>	LE <sub>nk</sub>
LE <sub>ej</sub>	LE <sub>di</sub>
LE <sub>di</sub>	LE <sub>ej</sub>

二 前号に規定する

T<sub>0</sub>

規準化時間（秒）とし、一

規準化時間（秒）とし、一

規準化時間（秒）とし、一

備考	この表の下欄に掲げる算式中Wの意義は、航空機騒音影響度レベルとする。	
	七十五以上八十五未満	八十五以上
附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇〇号）	0·8W+2	0·6W+19
（航空機騒音対策基本方針の公表）		

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

この省令は、おおむね十年後において当該特定空港において離陸し、又は着陸すると予想される航空機の騒音の強度、飛行回数、飛行経路、飛行時刻その他の事項に関して、年間を通じての標準的な条件を想定し、これに基づいて算定するものとする。

（航空機騒音対策基本方針の案の公表）

第三条 法第三条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、航空機騒音対策基本方針の案及びこれを縦覧に供する場所を都道府県の公報に掲載し、かつ、航空機騒音対策基本方針の案を当該掲載の日から二週間公衆の縦覧に供して行うものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第四条 令第七条の国土交通省令で定める様式は、別記式とのおりとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一二月四日運輸省・建設省令第一三号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二四年九月二六日国土交通省令第七九号）

1 （施行期日）  
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 別記様式(第4条関係)

被 次 単 請 書  
訴次申請者 住所  
姓 名  
相 手 方 住所  
姓 名

特定期間及び被験者对質特別法第7条第2項の規定による猶豫が成立しない  
ので、下記により、裁決を申立てます。

記  
1. 原告の事実  
2. 原告の被験の見解や及びその内容  
3. 猶豫の経過  
年 月 日

訴次申請者 住所  
姓 名

印

## 附

1. 「原告の事実」については、原告の場所及び時期をあわせて記載すること。  
2. 「原告の被験の見解や及びその内容」については、被験の基礎を明かにすること。  
3. 「猶豫の経過」については、経過の説明のほかに、猶豫が成立しない事実を明らかにすること。  
4. 被験者が法人の場合は、法人は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。